パワーリフティング用器具類の公式認定に関する規程

第１条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）が公式に認定した国内の競技会（以下「公認大会」という）において使用されるパワーリフティング競技用の器具、個人装具等（以下まとめて「器具類」という）を、本協会として公式に認定するために必要な事項について定めるものである。

第２条（適用範囲）

この規程を適用する器具類は次の各号のとおりとする。

（１）バー、プレート

（２）スクワットラック、ベンチプレス台

（３）リフティングスーツ、ベンチプレスＴシャツ、ベルト等の個人装具

第３条（器具類の認定申請条件）

１　前条第１項及び第３項の器具について、本協会に公式認定を受ける申請をするためには、次の各号に示す条件を全て満たしていなければならない。

（１）日本国内で器具類を製造又は販売する事業者及び海外から輸入して販売する事業者（以下「事業者」という）は、本協会の賛助会員として登録していること

（２）器具類は、国際パワーリフティング連盟（以下「ＩＰＦ」という）の競技規則に準拠する本協会の競技規則に記載されている規格に合致しているものであって、ＩＰＦにより公式に認定されていること

２　前条第１号及び第３号の器具類について、前項第２号の条件に該当する器具類であっても、同項第１号の条件に該当しない（賛助会員として登録していない）場合、公式認定は受けられないものとし、公認大会での使用を禁止する。

３　前条第２号のスクワットラック、ベンチプレス台については、第１項第２号の条件におけるＩＰＦの公認を必須としなくてもよいものとする。ただし、同項第１号の条件に該当しない（賛助会員として登録していない）場合、公式認定は受けられないものとし、公認大会での使用を禁止する。

第４条（公式認定申請手続き）

１　賛助会員登録をした事業者が、本協会に対して器具類の公式認定を受ける申請をする場合、全ての器具類について、次の各号に定める資料を技術委員会に提出しなければならない。

（１）公式認定を求める器具類（現品）一式

（２）器具類の仕様書

（３）出荷検査に合格したことを示す書面

（４）第３条第２号に規定されるＩＰＦ公式認定器具類であることを証明する書面

（５）取扱説明書及び商品保証書

（６）日本国の製造物責任法に対応していることを証明する書面（例：生産物損害賠償責任保険に契約していることを示す書面の控え）

２　前項第２号の仕様書に記載又は添付すべき内容は、少なくとも次のとおりとする。

（１）製造元又は販売元の表示と連絡先

（２）器具類の図面

（３）使用された主たる材料、材質

（４）めっき、塗装等の表面処理仕上げの内容

（５）強度、耐久性等の品質・安全性を裏付ける試験方法

（６）試験結果又は強度、耐久性等に関するデータ

（７）品質管理項目又は出荷検査項目

（８）合否判定基準

（９）製造国及び製造元

（１０）会社概要等の事業者に関する説明書

（１１）器具類に関するカタログ又はパンフレット

３　技術委員会は、事業者から器具類の公式認定を求める申請書及び器具類を受理した場合、直ちに本協会事務局に報告するとともに、申請内容と器具類の適否について確認をしなければならない。なお、申請書の様式は別途定める。

４　技術委員会は、前項の規定に基づいて器具類を確認するにあたり、次のような確認措置をとることができる。

（１）仕様書に記載されている強度、耐久性等に関するデータの検証のために、公的機関に試験を依頼すること

（２）製造元に出向き、仕様書に記載されている事項について実状把握をすること

５　技術委員会は、文書により第３項に規定する確認に基づく結果を本協会の理事会に報告しなければならない。

６　本協会は、理事会において前項の規定による報告文書に基づいて承認か否かの審議を行い、その結果を文書により速やかに事業者に通知するものとする。

第５条（公式認定された器具類）

１　前条第６項の規定に基づいて公式認定された器具類には、本協会が公式に認定したことを示す表示を、事業者の責任において容易に損耗しない手段、方法により付さなければならない。表示の内容、書式等については、本協会が別途定める。

２　事業者は、公式認定された器具類の販売のために、カタログ等の印刷物及び電子媒体を含む種々の広告に、本協会が公式に認定したことを示す表示を付することができる。

３　事業者は、公式認定された器具類の注文を受けた場合、当該器具類に仕様書の概要と商品保証内容を記載した書面を添付して注文主に引き渡しをしなければならない。

第６条（認定の取消し）

１　次の各号のいずれかに該当する場合、本協会の公式認定を取り消すものとする。

（１）本協会の賛助会員でなくなったとき

（２）ＩＰＦの公式認定が取り消されたとき

（３）前条の規定に違反した場合において、本協会が一定の期限を定めて事業者に対して命じた是正措置を行なわなかったとき

（４）前三号に該当しない場合であっても、日本国内において仕様書の記載内容に虚偽があることが判明し又は器具類の欠陥が明らかになったことに伴い、本協会

が一定の期限を定めて求めた是正措置を行なわなかったとき

2　公式認定の取消しは理事会の決議に基づいて直ちに効力を有し、その結果は事業者、本協会加盟団体及びその他関係者に通知されるとともに、以後、公認大会での当該器具類の使用は認められないものとする。万一、当該器具類の使用が判明した場合、その公認大会の公式認定は取り消されるものとする。ただし、本協会加盟団体の事情等を考慮して理事会において決議した場合、一定の条件と期間を定めて、爾後の公認大会においても、取消し対象になった器具類の暫定的な使用を認めることができる。

3　公式認定の取消しを受けた事業者は、以後、第５条第１項及び第２項の規定による表示をしてはならない。又、既に表示された印刷物及び広告媒体は、速やかに破棄しなければならない。

第７条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第８条（規程の改廃）

この規程の改廃は理事会で決議する。

＜附則＞

1　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。